

平成 26 年度第 1 回 大阪市障がい者施策推進協議会 会議録

日時：平成 26 年 10 月 27 日（月）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
場所：大阪市役所屋上階 会議室

山中障がい福祉課担当係長：（開会）

山口福祉局理事：（あいさつ）

山中係長：（出席者紹介、資料確認 他）

中島障がい福祉課長：（これまでの策定に向けての取り組み、今後の予定 他）

松端会長：こんにちは。この間、部会があって、ワーキングが 10 回開催されたということですね。そこでの議論を踏まえて、今日は見直しの素案と新たに福祉計画の策定のし直しということで、案が出てきてますので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。それではお手元の資料に沿って進めていきたいと思ひます。まずこの障がい者支援計画の中間見直しと次期の障がい福祉計画の素案についてということによろしくお願ひします。

桑田障がい福祉課長代理：（資料 3～7 基づき、改定箇所を中心に説明）

松端会長：はい、ありがとうございました。資料のナンバーで言うとナンバー 5, 6, 7 ですね。最後の参考資料が 7 ですね。ということで障がい者支援計画の見直し部分と第 4 期障がい福祉計画の新たに策定する数値目標を中心とした説明、それとあと 7 については参考資料ということ。あと、部会のお話を先に三田委員からいただいた方がいいですかね。それでしたらまた後ほど質問とかご意見をお願ひしたいと思ひますけど、それに先立ちまして計画策定・推進部会での議論について、三田委員からお願ひします。

三田委員：今すごいスピードで桑田さんの方から説明していただきましたけれども、10 回にわたりまして、1 回 1 回非常に熱心な議論が重なりまして、ようやくまとまったものをご紹介していただきました。もちろん先ほどお伝えしていただいたように、今回いくつか法律あるいはこれから出てくる差別解消法も含めて、それらを意識して、当事者とそして現場からのいろいろな具体的な事例も含めて上がってきたものを、何度も何度も練り直してまとめたかなといった感じがしています。かなり突っ込んだ内容で、差別解消法についてもまだ全体が見えない中なんですけれども、大阪市の姿勢としてこれから国に訴えたり、あるいは、より自分らしい生活ができるために、前向きにとらえていくというような表現を随所に載せていただきまして、ありがとうございました。という感じです。それでもまだ委員の皆さんには

質問だとかご意見があるかもしれませんので、また出していただければと思います。以上です。

松端会長：はい、ありがとうございました。差別解消については、府がガイドライン作りをしましたけれど、市やから府のあれが適用されるんですよね。市として特に何か考えてるというわけじゃないですよね。

中島課長：大阪市もですね、委員にはなかなか入れませんので、オブザーバーという形で担当が入らせていただいております、府域全体の議論でございますので、大阪市も府のガイドラインに乗っているという形になろうかと思っております。

松端会長：差別に該当するケースの話はええけど、差別に該当しない例は出さない方がいいみたいな話になって、こないだ新聞でも取り上げられたりして、議論としては面白いなと思いますが。面白がってる場合じゃないですけど、ちゃんと解消していかなあきませんから。ただ、議論として何が差別に当たるのか当たらないのかっていうのはね、どういう形で周知し、理解を求めていくのかという方法論として、差別に当たらない例というのはわざわざ書くべきではないというのは、大阪の一つの考え方として確認されてるということですね。それから部会につきましては自立支援協議部会と発達障がい者支援部会がありますので、こちらの方の報告もいただいた方がいいですかね。

中島課長：各部会につきましては、私の方からご説明させていただきたいと思います。先ほども申しました自立支援協議部会、発達障がい者支援部会におきましては、日程の関係もございまして、この資料をお送りさせていただきまして、ご意見を賜るという形で各部会の方にはお諮りをさせていただいております。主な意見としましては先ほど三田委員の方からお話のございました障害者差別解消法に関わったの合理的配慮の提供の視点ですとか、国や府との連携・調査といった内容、また福祉計画につきましては、先ほどもご説明ありました施設からの地域移行、精神科病院からの退院促進、また福祉施設からの一般就労と、それぞれの成果目標の考え方等につきまして、ご意見をいただいているところでございます。いただきましたご意見につきましては、できる限りこの素案の方に反映させていただくということで、本日お示しさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

松端会長：はい、ということで、各部会の議論も踏まえてご意見も踏まえたうえで今回の素案あるいは障がいの基本計画部分については、お示ししていただいているということでいいですかね。はい。ということで、今からの皆さんの質問なりご意見をお受けしたいと思いますが、いかがですか。

西滝委員：はっきり言いますが、場所が悪いです。眩しくて通訳が見えないんです。

松端会長：ああこちら側が。まったくもって合理的配慮を欠いてると。

西滝委員：前の会議のときは僕の席は向こう側だったんでよかったんですが、今回は逆にできておまして。何か理由があるのかなと思ってたんですけど。

松端会長：たぶん、決して悪気はないと思いますね。単なる配慮ミスということですよ。

西滝委員：大事なことなんで、責任者からお詫びがいただきたいと思います。

中島課長：その辺のご配慮が足りなくて申し訳ございません。次回はきちっとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

松端会長：許してあげよう。

西滝委員：課長と僕の中ですから。で、なんですけど、まずはじめのあたりの書きぶりが、他人事と言いますか、自分のことを棚に上げてと言いますか、差別解消法のポイントになるのは、行政が差別をしてはいけないということです。はっきり言えば、今まで大阪市というのは差別行政です。区役所に行っても話ができません。手話通訳がいませんから。みんな困っています。仕方がないので、上六にあります大阪市の市身協に行って相談しています。そこから手話通訳を連れて行って、区役所に行って手続きなどをしています。それは人の2倍も3倍も無駄な時間、無駄があります。そういうことはやめてほしい。幸い差別解消法ができて行政に対する意味付けも大きくて、これからの区役所で手話通訳を設置するということであろうと私は考えているんですけど、その辺の行政が差別をしないということを高々に謳う、前文と言いますか総論でそういうところを載せていただきたいと思います。そういうところが全くなしで、市民に啓発するであるとか施策であるとか、凶るという言葉が多いんですけど、そんなことばかりで、肝心の自分を見つめる、自分を反省するということが抜けているのではないのかと思って、それが非常に残念です。以上です。

松端会長：大阪市は差別行政だといわれてドキッとしましたけど。確かに手話の必要な方は自ら手配して、わざわざ区役所の窓口に行かないといけないと、この状況自体がまさに新しい考え方では合理的配慮を欠く状況になるので、それ自体が差別だと、そういうお話ですよ。現に大阪市ではそういうことがあるわけですので、この計画を書くうえでも、確かに啓発なんかは重要だとしても大阪市自らが進んで合理的配慮を欠くことによる差別はなくしていくんだということを、書き方として自ら無くしますという言い方をしないと、他人事のように市民にご理解してもらいますとか何か策を図りますとかいう、当然そういう面はあるけど、大阪市として、市が主語として、推進する場合には、それにふさわしい書き方をという、そういうご意見でよろしいですか。

西滝委員：そうですね、はい。

松端会長：そのあたりもう一度ご検討いただきましょうかね。当然いろんな範囲がありますんでね。何もかも大阪市がしますではないですけど、少なくとも大阪市の行政の責任としてできることに関しては、市の責任として、この点についてはこのようにしていきますと、そういう明確な表現がほしいと、そういうことですね。

中島課長：よろしいでしょうか。8ページからの第2章の大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性というところで、11ページになりますけども、障がい者差別解消法への対応ということで記載ございます。いま西滝委員の方からのご指摘いただいておりますので、この辺のところ少し文言を修正させていただければと思います。

西滝委員：ちょっと待ってください。

中島課長 11 ページのところの4の障がい者差別解消法への対応というところございます。ここは西滝委員のおっしゃってます、他人事みたいに聞こえるというところで、少し内容加えさせていただければと思います。また文言はこちらで検討させていただければと思います。

松端会長：はい、すいません、よろしくお願いします。その他いかがでしょう。

壺阪委員：10回のワーキングやっていただいて、非常に申し訳ないんですが、1部2部これ文章編でちょっとなかなか読みづらいのがあるんですけど、できたら市民のパブリックコメントもやるということなので、経年変化というか、27, 28, 29と目標数値を文章で入れているところもあるし、資料6のように27, 28, 29の分だけを書いている分もありますので、143ページに事業実績という形で24, 25, 26前半部分の数字が出てきますよね。できたら項目ごとを一覧表にされた方が、予定されてるとは思いますが、市民にとってはわかりやすいんじゃないかなと思ってますけど、いかがでしょうか。

松端会長：そうですね、基本は文章が中心になってるんで、わかりにくいですよ。

壺阪委員：そうですね、国の指針の比較とかもあればいいかなと。

松端会長：ポイントポイントのところ表なり図なり、主に表ですよ。何らかの形で整理いただくといいかなというご意見ですので。資料6に関しては数値目標とかがあるので、これについてはもっとわかりやすく整理はできますよね。

壺阪委員：A3で一枚ものぐらいにさせていただいたら。

中島課長：143ページ…

松端会長：資料7の方の参考資料ですね。

壺阪委員：これ実績ですよ。計画の方に入れはった方がええんちがうかな。

中島課長：計画…。

手話通訳：すいません、手話通訳がいったんにあっちこっちからしゃべられると、通訳がしにくいと言っているのです。

松端会長：なるほど。まさに合理的配慮をまた欠いているということですね。今は 140 何ページですか。

中島課長：143 ページの進捗状況を書かせていただいておりますので、こういう風な形で今後の計画の見込数がわかるような形で取りまとめを工夫させていただければと思っておりますけど、そんな形でもよろしいでしょうか。

松端会長：基本、文字だけやとしんどいでもんね。

壺阪委員：要は全体がわかるようにしていただきたらと思います。

中島課長：考えさせていただきたいと思います。

松端会長：お願いします。

西滝委員：数字を是非欲しいところがあるんですけども、先ほどの説明のあった文章で、少しわかりにくいところがあるんですが、相談支援の部分なんですけれども、基幹相談支援センターは一体何をやっているのか、見てもわかりません。基幹相談支援センターの業務がわかる数字を出してほしいと主ですけど。以上です。

松端会長：基幹相談支援センターが何をやっているのかさっぱり分からないと。説明ですけど、それってどうでしょうか。何ページですか。

桑田代理：まず基幹相談支援センターが何をやっているのかという、中身のご説明につきましては資料 5-2 で申し上げますと、30 ページからが相談・情報体制の充実になっておりまして、区を圏域とする区障がい者相談支援センターの部分と市域全体を所管しております基幹相談支援センター、こちらについての表現を記載しております。一言で申し上げますと、基幹相談支援センターは区障がい者相談支援センターの後方支援という位置付けで業務を行っておりますけれども、例えば 31 ページにも書いてございますが、コーディネート機能とかスーパーバイズ機能というところを發揮いたしまして、複雑困難事例も増えてまいっておりますので、基幹相談支援センターがよりの確に区障がい者相談支援センター等に対して適切な後方支援などができるようにということで、こちらについても今後の進め方というところで記載をしております。また数字につきましては、第 3 部第 4 期障がい福祉計画のところでは、障がい者相談支援センターの箇所数のみの記載になっておりますので、例えばどれくらいの相談件数があるのかといったような、より詳細な内容につきましては、こちらの方では指針に基づいた数値目標の立て方ということでございますので、詳細のところはわかりにくいところございますけれども、また委員の皆様は参考資料ということでどういう形で提供できるのかということでまた考えさせていただきたいと思

ます。

松端会長：はい、ありがとうございました。これは市に1カ所でいいんですよね、基幹型は。そこで全体のコーディネートとかスーパーバイズとか後方支援とかっていう、そういう役割を担うということですので、今回この障がい福祉に関係する相談支援機関がいくつか、何パターンかありますんでね、これ例えば表で一覧表にする、あるいは図でどんな関係になっているのかを示すとか、そういったことも要りますよね、きっとね。とりあえず文字だけの説明になってますので、おっしゃるようにわかりにくいというのはごもっともかと思えますね。ありがとうございました。その他いかがですか。

山野委員：いつも本当、たくさんの点字の資料作っていただいてありがとうございます。やっぱり見える人と見えない人の感覚が違うなと思うのは、ベタ書きになってるとみなさん見える方は図や表になってるほうが見やすいとおっしゃるんですけど、私の場合、データで送っていただいているんですね。ざーっとデータで一通り読むときに、私の場合はベタ書きで音声に乗るということで、ある程度数値が理解できるということもあるから、なかなかみんなにいいというのは難しいなと感じています。パブリックコメントとかでも、もとのこういう文章があって表にされるのかなと思いますので、PDFで音声に乗らない部分と、あと文章化するものと、HTMLですかね、いつも言うのは、そのへんは2種類がないと、なかなか音声で視覚障がい者がそれを読み取るというのは難しいかなと感じています。以上です。

松端会長：はい、ありがとうございました。そういう意味じゃこれは親切なんですよ。テキストファイルで、基本文章で書かれていますので。これがベースで、もし図とか表がいいというのであれば、プラスあれば、決して点字の方に不利益にならない。点字の方はまずそれでわかってる上に、さらにということですね。そういう意味じゃ厚労省が最近ずっとパワーポイントで資料出してますけど、あれはとっても不親切ですね。そういう意味からするとね。わかりにくいですね。見た目きれいに感じに見えますけど、見にくい人にとってはわかりにくいからです。ベースは文字でしっかり表現する。プラスそれぞれの配慮を丁寧に、ということですかね。当たり前のことと言えば当たり前のことですが、指摘されないとなかなかわかりにくい面がありますのでね。障がい者差別の解消というのは、それぞれの立場でおかしいなと思ったことをちゃんと声に上げれるということをしないと、いくら配慮しようと思って、こっちはそのつもりでも、ついつい認識不足っていうこともありますのでね。ありがとうございました。その他いかがでしょう。

的場委員：ちょっと全く関係ない話だと思うんですけど、バスの無料乗車証と半額乗車証の2種類あると思うんですけど、私はB2持ってるんですけど、やっぱりお金を払わないと乗られへんという、合理的配慮と言うのかな、足りてないのかなと思って、ちょっと…。

松端会長：的場さんは、バスは、お金は全額払ってはる？

的場委員：いえ、半額です。

松端会長：半額払ってる。

的場委員：で、B1 から…。

松端会長：重度の方やね、いわゆる無料になる

的場委員：はい、無料になって、介助ってなった場合は無料で、その人らは降りていくけど、私らの介助っていうのはきかないんですね。それはちょっとおかしいかなと思っていたところではあるんですけど。

松端会長：合理的配慮っていったときに

的場委員：はい、ちょっとそこら辺は…

松端会長：個別、具体的な話になっちゃいますけど。

的場委員：ちょっと差別かなって、はっきり、いうところはありませんね。

松端会長：なるほど、B1 とか B2 で違うと。

的場委員：何で障がい者の人がお金はらわなあかんの？みたいな偏見はいろいろあるかと思うんですよ。

中島課長：いまおっしゃってるのは、うちの市営交通の割引措置のですね、等級に応じて全額半額、また介護人が無料、といろいろ等級に応じた制度の区分がある中での話かなと思っております。

的場委員：私は言わないですけど、他の B2 の方が思っはると思うんですよ。私以外にも。

中島課長：これ大阪市の制度でございますので、等級に応じて重度の方は無料と、中軽度の方につきましては半額ということで、制度として分けております。今日はご意見として伺っておりますけども、そういう制度でございますので、ご理解いただければと思っております。

松端会長：はい、ありがとうございます。一応制度上、重度の方と中軽度の方と分けてて、それが果たして合理的なのかどうかということ自体はまた難しい問題ですよ。

的場委員：平等なんかだと。

松端会長：そうですね。何を持って平等と考えるかって難しいですよ。一つの意見としてね。今回の計画でこのことを直ちについていうのはちょっとしんどいと思いますけど、そういうご意見があるとい

うことを踏まえたうえで、合理的に配慮することって…。

的場委員：その理由を聞いてほしいですね、私は。

松端会長：なぜ重度と中軽度で分けちゃうのかと。重度だと全額無料になるのに、中軽度だと半額になっちゃう。

的場委員：JRも特急料とかの問題になった時に、やっぱり半額では無理とか窓口で言われて…。特急料とかは半額になって、重度の方は、B2の人はそのまま払うっていうのは、ちょっとおかしいかなって私はずっと思ってた。なんか議論できないかなって。

松端会長：はい、ありがとうございます。障がいがあるっていうことは一緒なのに、程度がちょっと違うだけで、結構変わってくるということやんね。

的場委員：そうですね。周りの方もたぶん…。

松端会長：そういうご意見の方、結構いてそう？

的場委員：健常者なの？って思って。やっぱりいろいろあるので。

松端会長：はい、ありがとうございます。一つの意見として、そういう意見も当然ありますよね。どうすることがちゃんと配慮することになるのか、考えなくちゃいけないですね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

宇多委員：まず、わずか半年足らずの間にワーキンググループの皆さんが大変な力を注力していただいて、これだけのものを作られたことについては敬服いたします。したがって私の方からとやかく申し上げられるような、そんな資格はないんですけど、一つだけ私が自分の経験でですね、鉄道のホームから転落して亡くなったり、あるいは大けがされたという事件を弁護士として数件経験してまいりました。旧国鉄環状線福島駅の事故だとか、あるいはJRの天王寺駅ホームの事故、あるいは近鉄の小阪駅での電車のつなぎ目のところをドアと間違えて入ってしまって大けがされた人、そういった人たちの案件を経験させていただいたもんですから、そこで今回の報告書の中の79ページの移動手段の整備というところから81ページにかけて、やや気になるところがありましたので、注文なんですけど、申し上げたいと思います。81ページのところで、真ん中より下の方に、点字では何ページか、私にはわかりかねますが、ごめんなさい。民間鉄道駅の一部で駅員を置いていないホームがあると。これは私の経験上でも置いている時間帯もあるんだけど、お客さんが減ってくると職員を置かないとか、減らすとかいうような駅もあって、そういうようなところで事故が本当に発生しています。そういうやや安全確保の不足するような民間鉄道事業者に対しては、この報告書では、それは国に対して人員配置等について事業者に指導するように要望すると書かれています。これは民間の事業ですし、市の立場ではこれしかないのかも

しれません。しかしその前の部分の部分は市営交通機関の記載です。これはいわば市が自分でやっている事業です。ですから、それについてどんなことを書いてくれるかなと思ってみますと、81 ページの上の方に、ホーム監視員による転落防止対策についても試験的に実施しているところうんぬんというようなことで、妙に突っ放した書き方をしている。市営交通というのは自分の経営している事業ですから、もっと真剣にこんなことを具体的に取り組みますと、その決意を述べてもらったらうれしいかなと思います。以上です。

松端会長：はい、ありがとうございます。ホーム監視員による転落防止対策をとっている。これ東京なんかでしたら大概二重になってますよね。電車乗る前に駅のところにあれなんて言うんですかね。全部ではないですけど。だから、それとコスト面を考えてもホーム監視員さんがいてくれる方が安くつくし、すぐできますよね。効果の検証ということであれば、1人じゃ効果はないけど、5人いたら効果的だとかいうことなんですかね。このあたりもちょっと事故が起こってからじゃ遅いでもんね。

宇多委員：実際ね、1つのホームに2人もいれば十分なんですよ。それが2本3本のホームがあっても1人しかいない。合わせてね。というようなことがあります。それともう一つはね、昭和50年代のことですけども、我々が大阪環状線の福島駅の事故を担当したときには、今どこにでもついている点字ブロックが、東京では高田馬場駅、大阪では杉本町駅、いずれも盲学校があるところしかなかった。しかしあの事件で最高裁で和解をして、当時の国鉄はできる限り点字ブロックを設置する努力をするという努力義務を和解条項で言われたんです。それがもう30年も経ちましたけど、ようやくこの頃は私鉄も含めて広がってきてくれています。そういうことは非常にうれしいんですが、そういう意味で今度は転落防止柵ですね。いま大阪市がやっています。地下鉄でね。いま現在進行中ですが。そういう形でゆっくりでもいいです。仕方がないですから、経済的な理由もあるから。でもそっちに向けて進めてほしいなと思いますし、それと特に大阪の私、私営の鉄道ね、こちらに対しては大阪市から何も言うことはできないんでしょうけど、ここに81ページに書かれてるように、せめて人員配置について、国からしっかり指導してくれるように、大阪市は言いますと、要望しますというふうに書いてくれる、これを実行してほしいと思います。

松端会長：はい、ありがとうございます。これ、山野委員さんとかは鉄道で怖い目にあったりとかいうのはあるんでしょうか。

山野委員：私自身はほぼ独り歩きせずにガイドヘルパーを使うのですが、やはり何年か前に桃谷駅でご夫婦で転落されて、ご主人の方が右腕を切断、奥さんが複雑骨折ということも、うちの会員さんでありましたけど、その辺も含めて少しずつ可動柵が増えてきたというのは、私たちにとって、いま宇多先生おっしゃっていただきましたけど、時間がかかっても一つずつ何とかクリアしながら進めていっていただきたいと思います。柵があるということで視覚障がい者だけではないですけども、一人でも安心して外に出かけられる取り組みをしていただくというのは大事なことかなと思います。いま現実には千日前線がなんばぐらいまでついていますから、うちの事務所上六にありますので、単独で移動している者にとっては、本当に落ちなくていいという安心感だけでも全然違うと言うてますので、ぜひこれからも御堂

筋線とかいろいろ本当大変やと思いますけど、ぜひ継続していただきたいと思います。

松端会長：はい、ありがとうございました。柵も結構コストが安いので簡便なのがありますよね。ぜひ表現ですね、あと具体の対策…。

宇多委員：余談ですけど、ある事件の時に視力障がい者の方に証人に立っていただいたんです。私、未だに忘れられない証言があります。両側を電車が通るホームのことを島式ホームっていうんですが、島式ホームは私たちにとっては欄干のない橋と同じですと言われました。そうなんですね。ぜひ市の方でも市営交通を改良するのを頑張りたいと思います。

松端会長：本当に怖いですね、そう考えたら。人命に本当直結する話ですから。ぜひ積極的にということをお願いします。何かありますか。

小川交通局総務課長：ホーム柵につきましては今年度、千日前線を着手して、あと心齋橋と天王寺についても御堂筋線先行してやっていくということで計画させていただいております。あと先生ご指摘のありましたホーム監視員なんですが、通常の駅員にプラス心齋橋と天王寺のほうに数名配置しております。これどちらかと言いますと酔客、転落される方の大半が酔われたお客さんの方が多いので、そういう方へのお声掛けということで試験的に今やっているものでございます。通常駅員もそれ以外に目のご不自由な方とかいらっしゃいましたら気をつけるようにはさせていただいているところでございます。

松端会長：はい、ありがとうございました。酔われた方とか、お子さんとかね、それからご高齢でよろけちゃうとかいうのもありますよね。そういうことを言いましたら結構危険ですよ。はい、よろしくをお願いします。その他、いかがでしょうか。大体よろしいですかね。資料6の第4期障がい福祉計画につきましては、これは今までからずっとそうですけど、3年ごとに見直して、その度に国が、主には地域生活移行、施設から地域への移行と、一般就労の促進が2本柱でされてきてますので。

手話通訳：すみません。西滝さんから質問があるのですが。

松端会長：すみません、どうぞどうぞ。ごめんなさい。お願いします。

西滝委員：すみません。タイミングが難しくて申し訳ありません。2つ教えていただきたいことがあります。1つは教育で、皆さまご存じのように、特別支援学校が大阪市はもう無くなるということで、大阪府に代わるということが議会で決まったわけなんですけど、読んでみると大阪市の特別支援学校関係の分がいっぱいあります。どういうことかなと思って、その説明がいただきたいということ。これからどんなふうになるのかということ。その辺りを課長がいらっしゃるので、課長の方からご説明をお聞きしたいと思っています。もう1点は地域移行の話はいっぱい載っているんですけど、大阪府は頑張っておられるのはわかります。目標も高くてきちっとやっておられるなと思っています。来年の春までに個別のサービスの利用計画を100パーセント作らなきゃならないんですけど、これかなり数字を見ても低い。動

いてないし、どうしてなのかなということ、区役所のケースワーカーが働かないのかなということか、相談支援事業所が人が足りなくて回らないということなのか、よくわからないのですが、大阪市はまったく力を注がない、実際に来年の4月から困ったことになるのではないのかなというふうに心配していますので、その2点についてご質問したいと思います。

松端会長：はい、ありがとうございました。ではまず、特別支援教育に関しては、教育委員会の事務局の方もいらっしゃいますので、お願いします。

島田教育委員会事務局特別支援教育担当課長：ただ今のご質問でございますが、大阪市立特別支援学校、現在10校ございまして、この市立で管理運営をしておりますけれども、このたび市長と府知事との間で、特別支援学校につきましては、設置義務が教育法の中で都道府県にあるということが一つ、それから広域で管理運営をして効率化を図りつつ、均一なサービス提供をしてより一層充実を図ると、そういう観点から府市統合本部の中で市立特別支援学校を府立へ移管するという方針が出されました。時期は平成28年の4月からということの方針案が出されまして、それに向けまして府の教育委員会、それから市の教育委員会が、それぞれ事務方で協議を進めてまいりました。このたび9月の市会の中で私も移管する関係条例を上程をいたしました、各党派から様々なご意見が出ましたが、要は私どもも府へ移管することで、いわゆるデメリットですね、教育の内容が、サービスが低下するであるとか、そういうことがないようにということをして市長からも指示がございましたので、その点を大事にいたしまして協議を重ねてきたということがございます。特に本市の聴覚特別支援学校につきましては、府に無いサービスとして寄宿舎を設置をしております。これにつきましても移管に伴って寄宿舎がなくなるということはございませんで、寄宿舎もこれまでどおり運営をしております。それから教育サービス、充実した教育サービスを提供ということで、聴覚特別支援学校では早期教育というものを取り組んでおりました。これは幼稚部に入る前段階の0～2歳のお子さん、お母さんも含めて教育相談を進めたりとか、いろんなサービス提供をしておるんですが、このことにつきましても、しっかり取り組みを継続していくということをご利用なさるご本人や保護者の方にですね、不利益が生じないようにということでの、いわゆる協議を整えまして、上程をさせていただいたところでございます。今日ですね、実は府議会の方で、向こうは移管を受けるという形での関係条例案を上程してまいりまして、何らかの議決が出されるという状況にはございますが、府と市とで整いましたら、当事者の方に不利益を生じないように、今後しっかりと細部につきましても詰めてまいりたいと、そういうふうに考えております。ちょっとおおざっぱでございますけれども、以上でございます。

松端会長：はい、ありがとうございました。平成28年4月からの移管ということで、いま現在議会でも審議をいただいているということでもいいですかね。それからもう1点ですね、サービス等利用計画の策定状況がとっても厳しいというのが、前回報告ありましたけれども、その後どうなってますかということで、お願いします。

中島課長：サービス計画でございますけれども、若干事業所数が増えてきておりますので、伸びてはきております。ただ来年度につきましては全員対象となっておりますので、私どもの方も市内の法人に働き

かけをいたしまして、人材としての専門相談員の確保ということで研修を事業所が指定を受けて行っているところでございます。併せまして、報酬単価の問題がございますので、それは国の方に引き続き要望をしているところでございます。それでも事業所がなかなか確保できないということであれば、セルフプランという形を活用させていただきまして、来年すべての支給決定を受けた方が計画を立てれるような形で進めていきたいというふうに考えております。101 ページの方に計画相談の見込数を書かせていただいておりますけれども、月当たりの件数でございますので、今後の支給決定者数を見込んだ形で見込数の方は挙げさせていただいているところでございます。

松端会長：今はどれくらいまで進んだんですか。

桑田代理：進捗率で申し上げますと、大人の障がい者の方でちょうど 30 パーセントに達したぐらいかなと思われま。他の政令市の直近の状況が把握できておりませんが、他の政令市の中では中ぐらいではないかなと思っております。各都道府県の中で言いますと、大阪府は少し遅れを取っているのかなというふうに思っております。以上です。

松端会長：愛知かどっかが進んでるんですけどね。

桑田代理：はい、愛知県は非常に高いです。政令市でも名古屋市は 6 割 7 割ぐらいは達しているのではないかなと思われま。

松端会長：はい、ありがとうございました。では、里見委員。

里見委員：西滝委員の関連質問をさせていただきたいのですが、最初の方の質問です。府への移管後市立特別支援学校 10 校は統合とかいうような形ではなく、そのまま 10 校存続と言うことになるんでしょうか。

島田課長：はい、そうです。27 年の 4 月に新校 2 校を開校いたしまして 12 校となるわけですが、それは当然来年度は大阪市立特別支援学校という設置になりますけれども、28 年 4 月は 12 校をそのまま府立へ移管するというので統合等は一切ございません。

松端会長：よろしいですか。

里見委員：はい。

松端会長：西滝委員よろしいでしょうか。

西滝委員：大阪府に代わったら、大阪府が責任を持つということで、大阪府が横に並んで同じような教育の内容になると、今まで大阪市が作ってきたいい部分がなくなるのかな。いま島田課長が大阪市の課

長だから、大阪府の課長に代わってもらったら、守れるかなと思いますが、難しいでしょうか。

松端会長：取り組みを継続するということが確認されてますので、移管されたといっても今あるものが落ちることはないという前提で議論が進められてるということですね。もし、悪くなるようなことがあったらその時はまた声を上げなくちゃいけないですね。悪くなる前に、悪くなりそうなら声を上げるということが必要かもしれないですね。

西滝委員：仕方ないですね。

島田課長：補足をさせていただきますが、大阪市立の、特に聴覚特別支援学校につきましては、非常に手話を設立当初から大切にしまして、取り組みを進めてきた学校でございまして、これ全国的にも誇れる教育内容が実践されてきた学校でございまして、この教育内容の実践がですね、これは当然府の教育委員会も非常に評価をしております、こういった特色のある教育内容が移管によって損なわれるということは、私もそれは損なわれるのであれば、一切承知できないという気持ちを持っておりますし、府の方も当然学校の特色をしっかり継承していくということでは話を受けておりますので、その辺はご心配のないようにいただきたいなというふうに思います。

松端会長：良さがあるということをちゃんと確認されている。

西滝委員：市立ろう学校の歴史は120年あるんです。120年続いているのを、何でいま変えなあかんのでしょうか。不思議です。

松端会長：はい、ありがとうございます。これまた議会でもいろいろと議論されると思いますし。ただ、もし仮に移管が実現するとしても、市の立場としてはこれまでの良さが無くなることはないように。現になくならないものだということで府と議論しているということですね。その他いかがでしょうか。

三田委員：すいません、ちょっと質問が出なかったの。ワーキングや部会の方でかなりいろいろと議論の中心になった一つの大きなポイントがですね、防災・防犯の部分だったんですね。ちょっと委員の方から必ず言うようにと言われてましたので。見え消し版の資料5-2でしたら84ページあたりからなんですけれども、84ページあたりから、すいません点字はどこかわからないんですけど、何ページか防災防犯のことが書かれてる中で、何度か出てくる大阪市避難行動要支援者避難支援計画って長いんですが、その策定が進んでいる中で、どうも障がいをお持ちの方の生活実態やあるいは訓練などにですね、障がいの程度によって、ずいぶんいろんな声がかかったりかからなかったりとか、とにかくそういうことがいくつも委員会で出てきまして、全体計画を作る中で障がいをお持ちの方の暮らしの実態を踏まえて、きちんと作っていただくようにという強い要望が委員から出されまして、危機管理室の方からも何度も意見を言っていましたので、確認ということですけども、ぜひそのようにお願いしたいなということが、このワーキングなんかで話題になった点で報告ということ。すいません。お願いします。

松端会長：これは中島さん、何かございますか。これはその方向で確認されているということでいいんですか。

中島課長：ワーキングの中でもこの防災のことが話題になりましたので。ワーキングの中でもご議論させていただいておりますし、今日も危機管理室に来ていただいていると思いますけど、連携をさせていただきたいと思っております。

松端会長：はい、ありがとうございました。その他いかがでしょう。よろしいでしょうかね。もう一点ですね。資料の 8 ですね。大阪市発達障がい者支援指針の素案ができてますんで、これの説明をお願いします。

河合発達障がい者支援担当課長：(資料 8 に基づき説明)

松端会長：はい、ありがとうございました。これは里見委員が部会長のところでおまとめになった。何か補足ございますか。

里見委員：いえ、そうですね。今年から施策の方に入らせていただき、急いで準備をしているんですけど、かなり実際の支援は早く進んでおります。特に大阪市では各区での責任分担を明確にして、幼児期からの早期発見、それから指導、というところは急速なスピードで進められてきていると思います。ただ大きな課題、下からの積み上げになっていきますので、

松端会長：バトンを渡すようにしていかないといけないですよ。

里見委員：はい、そういう形で積み上げていかなければ、まだ施策としての充実性は難しいんですが、そうなるときに、どうしてもこれまで施策対象にならなかった成人の方々への困難事例、たくさんの困難事例が実はあるわけですね。そういうものに対する取り組みは課題が大きいというふうに思っていますが、下から順番に施策を作っていくという、急激な取り組みはすごく充実してきているんじゃないかというふうに考えております。

松端会長：既に実践として動いていると。

里見委員：はい、そうですね。

松端会長：今回、指針と言う形で大阪市としての方針を明確にして、関係者の一層の理解と協力をという、そういうことでいいんですかね。

里見委員：はい、そうですね。それと視覚障がい者の方に少しわかりにくいのかなと思いましたが、か

なり図示することによって、どういう施策と施策が関連しているとか、ライフステージが見えるようなものにしようということで、取り組んでいるというふうに思います。

河合課長：ちょっと補足させていただきますと、山野委員には十分ではなかったかもしれませんが、一応パワーポイントの図につきましては、図を読み解いたような文章にいたしまして、点字資料にしておりますので、上手に表現できていないかもしれませんが、またご覧いただければと思います。

松端会長：はい、ありがとうございます。これもパブリックコメントでということですけど、何かご意見ございませんでしょうか。

壺阪委員：発達障がい者の方ほどのくらいいてるんですかね。国は数字が何パーセント、何パーセントって出てるんですけど、市内的にどれくらいの方がいらっしゃるのか。わかれば。わからなければ結構です。

河合課長：何人というのは結論的に申し上げるとわかりません。いろいろな数字がございまして、研究者によって。例えば多い見方でありまして、今は広汎性発達障がいと言わずに自閉スペクトラム症と呼んでますが、研究によっては 20,000 人くらいのお子さんを調べて、概ね 10 パーセント近い方がその素因をもっているというふうにおっしゃる研究もあります。指針の資料 8 の 1 ページの発達障がい者支援の考え方という図がございまして、そちらの下段によく国が使われる発生率といいますが、それを引用させていただいてまして、よく新聞等で引用されますのは、小中学校通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童・生徒 6.5 パーセントというのをよく用いています。ただこれも通常学級に在籍するということですので、特別支援学校に在籍されている方もありますし、学習面や行動面での先生の視点から見た目立ったところはない方で、そういう特性をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、潜在的には 1 割近い方が支援の必要な可能性があると思っております。また左側に広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい、学習障がいにつきまして、厚生労働省が出現率ということで何パーセントっていうのを出されてるのを、まとめているものもあるんですけど、ちなみに 25 年度に幼児期のお子さんたちの、私ども専門療育機関という事業を開始させていただいてまして、その診断を受けるお子さんの数を見ますと、1 年齢の児童人口、大阪市では 20,000 人なんですけど、400 人近いお子さんが民間の医療機関も含めると診断を受けているということが推測されまして、それでいうと 1~2 パーセントの 2 パーセントって多い方に、既に医療機関で診断を受ける方だけでも自閉スペクトラム症のお子さんいらっしゃるというようなことも見受けられてまして、まだもっともっと私どもも施策を進める中でしっかりと検証していきながら、実態をつかんでいき、取り組んでいきたいと考えております。

松端会長：増えたのかどうかというのはわかりませんが、やっぱり一定数いてはるんですよ。こういう発達障がいというカテゴリーができたから、いままで障がいだと本人も思っていないし、周りも思っていない方が、新たな障がいというカテゴリーに入るということもあるんでしょうけど、明らかにそうであっても社会生活上特に不思議なことがなければいいんですけど、逆に障がいがあると言われてなくても、コミュニケーションなんかで上手にとれなくて、困難があるとすると、その人があとから発達

障がいだといわれる場合もあつたりしますよね。ということで里見先生どうなんですか。医学的に増えているんですか。

里見委員：いまおっしゃったように、増えてるかどうかのデータはないんですよ。ですから障がい認知をされてからの数値になると思うんですが、いまありましたように学校規模で言うと1,000人だと65人です。いままで支援学校と支援学級だと1.5パーセント、たぶん、たぶん若干不明確かもしれませんが、約1.5パーセントぐらいなので、4倍以上の対象児というふうになります。ただし、そこにはLDとかADHDとかも含まれていますので、いま河合さんがおっしゃったように、中でも重点的な支援対象となる自閉スペクトラム症ですね。が1,000人になると10人ぐらいですよ。人口の1パーセント、そうですね。10~20、20の方がデータとして上がってきているということですので、その方が全員、厚い支援ではないかもしれないんですが、様々な支援の対象にはなり得るということで人数比から言うと非常に大きな方たちが支援対象だと思います。

松端会長：これですから、大学レベルでもそういう配慮をしなくっちゃということが全国的に広まってますんで、単に学力があるとかないとかとはまた別の話ですよ。

里見委員：はい、特に自閉スペクトラム症に関しては、知的に障がいのある、先ほど出ていた療育手帳を持っている方から、持っていないで非常に知的に高い方で、自力で大学入試を突破してくる方がいるので、中に入られてからの支援というのももちろん行われており、非常に声を上げる方が増えています。自分はそうですということをね、カミングアウトをされる方が。

松端会長：授業を黙って聞いている分にはいいんですけど、グループワークが苦手とかね。それから就職活動とかにいろいろと困難が出てきたりしますよね。ですからまさに一生涯にわたっての支援っていうのが要りますよね。だからそういう意味では発達障がいがあるっていうことを本人も家族も社会も肯定的に受け止められるようにならないとね。これがネガティブになっちゃうと、却って負の連鎖が起きますからね。そういう意味ではいろんな人がいてると我々言っているわけですから。いろんな人の中には発達障がいということによっていろんな多様性が出てくることもあるかと思います。西滝さん。

西滝委員：ですから支援の連携がすごく大事だと思います。私の経験を少し報告したいと思うんですけど、難聴の中学生のために、うちの方で文字通訳、パソコンに文字を出す、そういうサービスをしてるんですが、難聴の子どものために先生の口元にマイクを付けて、私の職場で先生の声が電波で届いてきてそれを聞いてパソコンに入れて、それを子どもの持っている任天堂のソフトみたいなところに、先生の話がそのパソコンに表示されるという、そういうことをやっていたんですが、別の子どもがそれをじーっと見ていて先生の話そのDSみたいなのに出るのを見て、初めて先生に質問したんですね。先生もびっくりされて、あの子は何にもしゃべらない、黙っている子どもで、わかっているのかわかっていないのかも全くわからなかったんですが、でもそれでわかったことは、その子は聞こえているんだけど聞こえない、目で見て脳が働くというような障がい、ちょっとなんていう障がいかわかりませんが、そういうサービスを使って勉強ができたっていう経験もあります。ですからネットワークとい

いますか、本人のニーズをしっかりとつかんでいく必要、そういうサポートが要ると思います。いまあるそういう方法も使えるんじゃないかと思えますので、連携っていうものが大事だと考えています。以上です。

里見委員：発達障がいの方への支援機器もずいぶん整備をされてきています。なので、聴覚障がいの方に使われているようなサービスもずいぶん使われています。それともう一点、ちょっと別件でお伝えしておきたいんですけど、発達障がいのLD、ADHD、それから自閉症、自閉スペクトラムに関しては、他障がいの合併もやはりあるんですね、最近は。とても言われてきています。聴覚障がいの方でも自閉症がある方。それから肢体不自由の方で自閉症の方。ダウン症の方で自閉症の方。などなどが、かなり明確になってきています。ですから縦割りだけではなく、他の障がいの領域の方も発達障がいについて理解していただけたら非常にいいかなという気がします。

三田委員：今のに関連してるんですけど、この指針計画を見せていただいて、印象として、発達障がいの専門機関にかなり特化した書き方をされているんですよ。例えばはじめは精神の手帳を持っていて、ある支援センターにつながっていたとか、あるいはヘルパーさんを使っていて、そこからなんかちょっとこれはっていうことでつながる方もいて、例えば成人期の支援の充実なんていうところに、結果的には専門のプロフェッショナルな、15 ページあたりにですね、プロフェッショナルな方たちが関わるというのはいいんですけど、いろんな入口から入ってくるところが本当に連携を取ることが大事だということ、もうちょっと強調していただいた方がいいのかな、ここに来るまでで困ってるというか、っていう方がいるとなると、何言ってるのかわかりますかね、いろんな支援センターとかですね、ヘルパーステーションとか、いろんな窓口がここに行くまでの道筋がわからない人もあるんじゃないかなとか、ちょっと思った次第です。

松端会長：連携、いろんなところで、相談というか引っかけられますもんね。

里見委員：特に下からの積み上げですと、下から上がってきたときっていうのは大丈夫なんです。いま現状、まだ未診断の方とか相談したことのない方ですね。

松端会長：場合によってはハローワークからつながることもありますもんね。

河合課長：今の三田先生からいただいた部分なんですけれども、説明が不足していたんですが、第2章につきましては、発達障がいのある方の支援を中心にした事業を中心に書いております。一般的な障がい福祉サービスを入れますと、膨大な量になってしまいますので、むしろそういうものを特化して書かせていただいて、それを今先生おっしゃってくださったようないろいろな相談支援の事業所とか機関とか、そういったところにもお配りしてですね、見ていただくために、まさに活用していきたいと考えております。

松端会長：はい、ありがとうございました。発達障害については、早い時期にちゃんと認識するという

こと重要でしょうし、障がいによっては先ほどのお話ありましたけど、いろんな支援機器が発達してますので、特にアイパッドなんかが有効になるかもしれませんし。言葉で聞いてちゃわからないけど、文字で見たらわかるとか。逆に文字で見たらわからないけど、言ってもらったらわかるとか。そういう意味じゃ学習障がいも多様にありますからね。っていうことで個別に丁寧に配慮しようということですけども、その全体の指針を示していただいているということですので。これパブリックコメントにつきましては、皆さんからのご意見言うのもありますから。またおっしゃっていただけたらと思います。その他いかがでしょう。よろしいですかね。障がい者の支援計画の部分と障がい福祉計画の部分、それから発達障がい者支援指針についてのご意見をいただきましたけど、よろしいでしょうかね。今日いただいた意見につきましては、事務局の方で計画、指針に反映していただければと思います。ってことで本日の議事はこれですべてよろしいですかね。では事務局の方にお返ししたいと思います。

出海障がい者施策部長：本日は本当に長時間にわたりまして熱心なご意見・ご議論ありがとうございました。おかげさまで本日いただいた意見で若干の修正はございますけれども、修正をかけさせていただいたうえで、計画の方と発達障がいの指針の方、パブリックコメントという形で手続きを進めさせていただきたいと思います。一応パブリックコメントの方がご意見いただいて、修正できて、年度末の大変お忙しい時期で3月ごろになると思うんですけど、また本協議会を開催させていただきまして、最後ご確認といたしますか、ご審議をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それとですね、計画の中身ですね、いただいた意見すべてきちっと書きこむというのはなかなかできてない部分もございますが、我々施策進めていくうえですね、今回いただきました意見、これ計画に書いてようが書いてまいが、そういったご意見十分踏まえて、今後も施策を推進させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当に本日はお忙しい中ありがとうございました。